

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成27年11月1日～平成28年2月29日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	小学館アカデミーいちかわ南保育園 ショウガクカンアカデミーイチカワミナミホイクエン		
所 在 地	〒 272-0033 千葉県市川市市川南3丁目13-12		
交通手段	JR総武線「市川駅」下車。徒歩8分		
電 話	047-325-8030	FAX	047-825-8033
ホームページ	http://www.shopro.co.jp/		
経営法人	株式会社小学館集英社プロダクション		
開設年月日	平成26年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
定 員	9	12	12	12	12		57		
敷地面積	554.8 m ²			保育面積		463.38 m ²			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による健康診断・歯科検診・身体測定(毎月) ぎょう虫検査・尿検査、職員健診、職員検便(毎月)								
食事	完全給食								
利用時間	(月～金)7:00～20:00、(土)7:00～18:00								
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	ハロウィン交流・運動会・生活発表会・七夕会								
保護者会活動	年2回の保護者会 / 年2回の保育参加と個人面談 / 地域の有識者・園長・主任・本社による運営委員会(年3回開催)								

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	14	8	22	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	10	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市へ申請		
申請窓口開設時間	市川市の規定による		
申請時注意事項	市川市の規定による		
サービス決定までの時間	市川市の規定による		
入所相談	園見学は随時受け付け(電話での申込み制)		
利用料金	市川市規定		
食事料金	保育料に含まれる		
苦情対応	窓口設置	園内窓口・投書箱・Eメール・運営事務局窓口	
	第三者委員の設置	第三者委員 高橋昌子/弁護士 釘澤知雄	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念 『あったかい心をもつ子どもに育てる』 保育基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思いやり」の気持ちを大切にします ・「生きる力」を大切にします ・「好奇心」が伸びる環境を大切にします ・「経験」「体験」を大切にします ・一人ひとりの「得意」を大切にします ・「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします ・「地域との関わり」を大切にします
<p>特 徴</p>	<p>「楽習保育」を導入し、日々の保育活動に取り入れています。小学館ライブラリーを設置し、絵本の貸し出しを行なっています。</p> <p>園内にプランターがあり、種まきから栽培、収穫、そして自分で育てた野菜を食べることの喜びを体験しています。（3歳児・4歳児）</p> <p>園内にビオトープが設置してあります。四季の自然を肌で感じたり、木の実や葉っぱなどの自然物でごっこ遊びを展開することができます。</p> <p>ラングセンターではコーナー遊びを設定し、子どもが好きな遊びをみつけて遊びこむことができます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>「楽習保育」とは、乳幼児から「あそび・せいかつ」から「まなび」につながる体験を大切に考えた保育です。人との関わりやふれあいを豊かに感じる生活の中で「あたま」「こころ」「からだ」へのバランスの良い刺激と総合的な体験は子どものその後の学校、社会生活に必要な「人として生きる力の基礎」につながると考えます。</p> <p>【コミュニケーションプログラム】 歌や絵本の読み聞かせなどを通して「ことば」の楽しさ、美しさ、使い方や決まり、いろいろな表現力を身につけます。</p> <p>【ネイチャープログラム】 「自然」「かず・かたち」に親しむ時間を大切にします。つくる、そだてる、みつける、かんじることを大切にしながら食育活動、制作活動などにつながる体験をしていきます。</p> <p>【リズムック・運動プログラム】 「からだ」全身であそび、からだを動かすことの楽しさを積み重ねます。からだあそびを通して音やリズム、からだのバランスや移動を全身で実感し、表現する力を育てていきます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント
小学館アカデミーいちかわ南保育園

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1. 食育活動で、食材への興味・関心や収穫の喜び、楽しい食事などから食への意欲を育てている</p> <p>保育課程に食育は「食を営む力の基礎」と掲げ全職種で話し合い具体的な実践、振り返りによる食育を行っている。季節ごとに野菜の栽培をして、子どもと図鑑を見て野菜の生育過程を知る、栽培についての話し合いをしたりする中で興味・関心をもち実際の収穫の喜びや食材として提供された野菜などから嫌いな物でも食べてみようとする食材への親近感を育てている。食事も定期的にピュッフェ給食を取り入れ、異年齢児や栄養士等で楽しい雰囲気の中で食べ食欲に繋げている。「大豆」を利用して熟成までの変化が感じ取れる「味噌づくり」を経験し、味噌汁として食することで味覚の幅を広げている。</p>
<p>2. 散歩や衛生管理を通して健全な身体作りを目指している</p> <p>園周辺には、川沿いの土手や防災公園、桜堤など5～6か所の散歩コースがあり、子どもの体調や天候などを考慮して、各クラスとも月平均9回前後の散歩を実施し自然への関心と感性を育てている。3歳や4歳児は徒歩片道40分の行程で、公園内を走る、ボールを追いかける等様々な機能を使っの遊びを取り入れ、運動能力や基礎体力を養っている。衛生面では、外遊びや外出先から帰った時の手洗い、嗽の励行、食後の歯磨き、保育室内の温度や湿度管理等を通して子どもの健康管理をきめ細かく行うと共に、散歩と合わせて健全な身体作りを目指している。</p>
<p>3. 研修体制が充実している</p> <p>研修体制が充実しており、新人は理念・基本方針、職員としての心構え・社会人としての心得や保育理念・保育所保育指針についての3日間の研修が行われ、その後3年間は1日の育成研修が義務付けられている。3年以上の職員はアドバンス研修として本育（絵本など読み聞かせ）、コミュニケーション、リズム運動、ラーニングセンター、気になる子等の研修等が義務付けられている。新主任や新園長は就任に当たって役職に相応しい指導者研修を受けている。また、園でのOJT体制は主任・リーダーがクラスミーティングや日常保育現場で助言して人材育成を図っている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1. より深い理念・基本方針の理解の基に一丸となり保育の質向上に努めることを期待したい</p> <p>保育理念・基本方針・保育目標は明示されているが、今後一層、保育の実践に当たっては全職員で理念・基本方針・保育目標等の保育の価値観や基本姿勢を話し合い共有すると共に、計画に基づく保育実践内容を話し合いより深い理念・基本方針の理解の基に、一丸となって保育の質向上に努めることを期待したい。</p>
<p>2. OJT育成体制の充実を望みたい</p> <p>園の現場でのOJT育成体制は個人能力向上シートに課題と目標を記入して、主任・リーダーの助言の基に育成を図っているが個人差があり、一層個別指導の重要性が増している。個人別育成目標・課題について主任・リーダーと良く話し合い、現場での主任の指導が行き届く様に、体制や時間確保に改善を期待したい。</p>
<p>3. 職員相互で日々の振り返りをする事で保育内容の更なる充実が期待される</p> <p>毎日の保育の振り返りは、ねらい、主な活動、評価・反省の項目で行っているが、子どもの状況記録が多く見受けられる。今後は、保育実践した職員相互で、ねらいに沿って保育者自らの関わりや言葉かけ及び、環境設定は適切であったか、子どもの心の育ちや意欲、保育活動への取り組みはどうだったか等について話し合いをして保育の在り方を振り返ることが必要と思われる。保育は毎日が基本であり、具体的な振り返りの積み重ねが、子どもの発達を促し、保育士の遣り甲斐にも繋がっていることを認識して取り組むことで、保育内容の充実が期待される。</p>

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今回の評価を受けて、まずは園内で職員全員と結果の共有を大切にしました。保育の質の向上のためにまずは何ができるのか、という点では職員の中からも振り返りや打合せの時間を意識的に持つこと・積極的に話し合いに関わる姿勢の大切さがあげられました。保護者からのアンケート結果や自由意見も読み込み、更に安心して預けられる保育園となれるように改善点を話しすすめています。

評価やご意見は、保育園をより良くしていくチャンスと捉えて、前向きに職員全員で今後もできる事から実践していきたいと思えます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				実施数	未実施数
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	2	1
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	1
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	4	1
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
		利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	3	1
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	2	1
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
事故対策		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
災害対策		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
計				124	5

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
<p>(評価コメント)保育理念、基本方針、保育目標を明示し、パンフレットやホームページ、園内掲示板、各クラスに掲示している。また、楽習保育「あそび・せいかつ」から「まなび」への保育によって「人として生きる力の基礎」をつくることを目標として、コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラムを設定し、パンフレット等に記載している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
<p>(評価コメント)職員は配属前研修にて、保育理念・基本方針・保育目標等の保育の基礎となる考え方、保育所保育指針、求められる職員像、社会人の心得等3日間研修を受け周知されている。園では園長・主任・リーダーの指導により保育課程や指導計画の作成過程で保育理念等の実践を考えることで理解を深める様に努めている。なお、指導計画等の展開に当たって、全職員で理念・基本方針・保育目標等の保育の価値観を話し合い共有し、また、計画に基づく保育実践を話し合う事でより深い理念・基本方針の理解を期待したい。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
<p>(評価コメント)保育理念・方針・目標は入園のしおりやパンフレットに掲載すると共に、入園説明会やクラス懇談会、行事等の挨拶時にも説明している。具体的な実践事例は毎月の園だよりでクラス毎の活動を掲載し、園が目指している取り組みを紹介している。なお、日常的に職員と保護者との会話・情報共有・相談等が不足していると思われるのでその点一層の努力を期待したい。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント)中長期事業計画として保育の質の向上と、人材育成等を設定し、園の「27年度事業計画」を編成している。計画内容は保育の質の向上を目指して保育マニュアルの徹底、保育内容の充実、会議内容の充実、安全の徹底等である。新たな課題として、職員のモチベーションの向上、若い職員が意見を言い易い園運営等が浮上しているので早期の解決を望みたい。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント)毎月の職員会議では全職員が参加し各クラスの報告や、看護師・栄養士からの報告、行事等の連絡、研修の報告等行い情報を共有している。クラスミーティングは毎月の目標・職員役割の確認、指導計画の振り返り、反省と翌月の計画作成等行っている。3歳以上児クラスでは合同ミーティングを行っている。クラスミーティングには園長・主任が参加して話し合っているが、職員意見が認められない等の意見もあるので、職員主体の運営を望みたい。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p>
<p>(評価コメント)園長の職務が規定され内容としては、全職員から保育者として信頼される。保育理念を表現できる。聴く力を持ち指導する。前向きな提案をする職員と向き合う。職員の協力体制を調整し気遣う指導をする。公平・正当な評価をする。感謝と謙虚さを率先・実行し職員に伝える等である。特に保育の質向上には理念・基本方針に基づく、保育者の主体的な創意工夫が極めて重要なので一層の向上を望みたい。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p>
<p>(評価コメント)入社時の研修にて、理念、求められる職員像、社会人の心得、就業規則、倫理規程、保育所保育指針、個人情報保護規定等を研修等で徹底している。また、保育業務マニュアルには「求められる職員像」「子どもの人権を守る保育」「人権に配慮した保育」「虐待について」「プライバシーの尊重」「差別用語」「勤務の心得」等、具体例による分かり易い内容掲載で職員への周知徹底を図っている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 役職別に求められる職員像として職務と役割が明示されている。人事制度として、目標管理制度と人事考課制度が整備され、目標管理制度として職員は「個人能力向上シート」に園理念・目標に対して、個人目標・個人課題・なすべき事を自己申告し、園長の面接を年2回受け能力向上を図っている。自己評価表には専門分野として「職員像、指導計画、環境設定、保育実施」社会性、人間性等を自己評価し個人目標の設定をしている。人事考課表は一般職は態度考課と能力考課、主任以上は組織運営能力評価、業務遂行能力評価、対人間関係能力考課等で公平・公正な評価に努めている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 就業管理システムにより出退勤、時間外勤務、有給取得状況を把握し、就業関係の課題改善に努めている。また、産業医による個別相談や悩みや苦情を受ける「すっきり相談室」、健保関係のメンタルヘルスカウンセリングを受けられる制度があり、精神面で職員をバックアップするシステムが充実している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 本社の研修計画が充実しており、新人は理念・基本方針、職員としての心構え・社会人力や保育理念・保育所保育指針についての3日間の研修が行われ、その後3年間は育成研修が義務付けられている。3年以上の職員はアドバンス研修として本育(絵本など読み聞かせ)、コミュニケーション、リズム運動、ラーニングセンター、気になる子等の研修等が義務付けられている。新主任や新園長は就任に当たって役職に相応しい指導者研修を受けている。園でのOJT体制は主任・リーダーがクラスミーティングや日常保育現場で助言して育成を図っている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 児童憲章や児童権利条約などの基に「子どもの人権を守り、人権に配慮した保育」をテーマの配属前研修・フォローアップ研修が実施されている。子どもに対する言葉遣いや接し方を特に配慮し、複数担任制でお互いにチェックしあい、ミーティング・職員会議で子どもの権利についての周知を図っている。また、プライバシーの尊重と保護に努め「人には言わない・貼らない・持ち出さない」ことを原則に対応している。子どもの虐待防止等の外部研修には毎年参加し園内で共有している。また、虐待防止マニュアルと早期発見チェックリストを備え、行政と連携する体制を備えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 入園説明会時に「個人情報等の取扱い」を保護者に配布し、個人情報の利用目的や写真、緊急時連絡システム等の取り扱いについて説明の上、書面による同意を得ている。職員に対しては、個人情報保護法・肖像権等の配属前研修・フォローアップ研修を実施し周知徹底を図っている。また、園内行事等で個人情報に関係する事案が発生した際は、職員会議で具体的な説明を行い職員の理解を深めている。ボランティア、実習生、体験研修についても事前オリエンテーションで説明し確認書の提出を義務付けている。研修では職員個人のブログやSNS等での個人情報保護の周知・徹底を行っている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 保育参加や運動会、作品展、発表会等の行事後に自由に記入できる形式でアンケートを実施し、意見や感想、質問等、保護者の思いの把握に努めている。把握した意見等は、行事の実行委員と園長、主任保育士で話し合い次の行事に活かしている。個人面談や保護者会等においても保護者の意見や要望等の把握に努めている。しかし、保護者アンケートによると「園が独自に保護者の意見や要望を聞く機会を設けているか」の問いに「はい」の肯定回答は過半数強と少なく、今後検討を要する課題と思われる。アンケートの回数や内容を工夫する。アンケートで把握した意見や要望等を全職員で検討し改善に繋げる、保護者にアンケート集計結果や意見、要望に対する対応や園の考え方を回答する等、内容充実に向けた取り組みを期待する。		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<p>保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</p> <p>相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</p> <p>相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</p> <p>保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</p>
<p>(評価コメント)園や保育内容についての苦情や相談については、入園時の説明と玄関の掲示板に掲示し周知している。入園のしおりには、苦情窓口、園内及び法人(運営事務局)の苦情解決責任者、第三者委員名を明記し、受け付け方法については、苦情窓口へ直接申し出 投書箱(園内設置、匿名可) 専用Eメール 運営事務局への直接申し出(電話、手紙等)等を知らせている。寄せられた意見は、本部に報告し、担任と園長、本部で検討し保護者への回答を行っている。苦情等について、保護者の周知度は低いので、分かりやすい掲示や保護者会で説明する等、再度見直しが見られる。</p>		
15	<p>保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。</p>	<p>保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</p> <p>保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</p> <p>自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>
<p>(評価コメント)自己評価は、個人能力向上シートに掲げた自己の年間目標、月の目標とその振り返り、半期ごとの振り返りで行っている。半期毎の自己評価の後に、園長面談を実施し成果に繋がった内容や困っていること、今後挑戦したいことや得意なこと、課題や問題等、次期に繋がるよう話し合いアドバイスを得て保育の質の向上に努めている。個人の自己評価で挙げられた課題や問題点等を、園の自己評価に繋げ会議で討議することで、更なる保育の質の向上が期待できる。</p>		
16	<p>提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。</p>	<p>業務の基本や手順が明確になっている。</p> <p>分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</p> <p>マニュアル見直しを定期的に行っている。</p> <p>マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</p>
<p>(評価コメント)施設運営業務マニュアルで基本や手順を分かりやすく整備している。保育の基本編や登園降園時の対応、環境整備、乳幼児保育の留意点、給食、衛生管理、安全管理、緊急時対応等の内容で、事務室に置き必要に応じて活用している。マニュアルは誰が対応しても基本や手順・配慮等、保育者の均質的な対応を目指し必要なものであり、新卒職員には保育の基本をマニュアルに沿って指導している。共通認識を促したい内容や、確認の必要性を感じた時等は、職員会議でマニュアルの読み合わせをして理解している。開園2年目の当園は会社のマニュアルを理解し活用することを基盤に、今後は、保育者の関わりや子どもの活動について標準的な実施方法等、職員で検討し当園独自のマニュアル作成に取り組むことを期待する。</p>		
17	<p>保育所利用に関する問合せや見学に対応している。</p>	<p>問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</p> <p>問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>
<p>(評価コメント)見学は、基本的に火曜日を予定し、時間帯は11時30分から12時頃を設定して生活のあらゆる場面が見られるように配慮している。案内と説明、保育環境の把握に併せ、食事の場面では、給食の内容やエプロンの使用状態、アレルギー児の除去食の対応等を見学し、歯磨きやお昼寝の様子、ロッカーの使い方等を見ることによって、見学者が入園した場合をイメージしやすいよう具体的に情報提供をしている。また、質問の時間を多くとり、見学者が知りたいことや不安に思っている内容の説明を中心に行っている。園の基本方針や保育目標、特色ある保育、開所日や保育時間、受け入れ児童数等は、パンフレットを配布して園全体の基本情報を提供している。</p>		
18	<p>保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>	<p>保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</p> <p>説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</p> <p>説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</p> <p>保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>
<p>(評価コメント)入園説明会では、資料「入園のしおり及び別紙」に沿って保育理念や基本方針、保育目標、園の概要、一日の流れ、健康管理や給食、苦情・相談、個人情報の取り扱い等の説明を行い、保護者からは文書で同意を得ている。個人情報については、取り扱い 写真等取り扱いの協力 写真販売について 緊急連絡システムの使用について等の、意向を書面で把握し、意向に沿った対応をしている。説明会後に、個人面談を行い、乳幼児の健康調査票を基に、健康面で配慮が必要なこと、子どもの行動や心の動きで気になること等を話し合い、保育開始にあたり子どもに適切な対応ができるよう確認している。</p>		
19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>	<p>保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</p> <p>子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</p> <p>施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</p>
<p>(評価コメント)保育理念「あったかい心をもつ子どもに育てる」を掲げ、法人共通の保育課程を作成している。保育理念や基本方針、保育目標は会議にて共通理解を図っている。今後は、非常勤職員等も保育の基本を確認する会議等の設定が見られる。今後、子どもの家庭環境や地域環境も考慮に入れて、今までの指導計画の反省や振り返りを活かして、園長の責任の下に、当園独自の保育課程を作成することが課題である。</p>		

20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<p>保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>
<p>(評価コメント)法人共通の保育課程に基づき、年間、月間、週や日の指導計画を作成し、実践の振り返りを行い次の計画に活かすよう努めている。毎日の保育の振り返りは、ねらい、主な活動、評価・反省の項目で行っているが、子どもの状況記録が多く見受けられる。今後は、保育実践した職員間で、ねらいに沿って保育者自らの関わりや環境設定は適切であったか、子どもの心の育ちや意欲、保育活動への取り組みはどうか等について、話し合いの下に振り返りを行うことが必要と思われる。毎日、話し合い保育の振り返りを行うことで、翌日、翌週、翌月への指導計画へと関連して保育内容の充実と、職員の保育の通り甲斐に繋がることが期待される。保育は毎日が基本であり、具体的な振り返りの積み重ねが、保育理念や保育目標に繋がっていることを認識し保育実践することが望まれる。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</p> <p>子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。</p> <p>子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント)年齢別クラスには、発達に即した絵本やブロック、かるた等を子どもの手の届く位置に配置し、収納し易い状態であり、遊具の近くに遊ぶ場を設け、好きな友達と遊びを楽しんでいるが、子ども主体となる環境構成についての再考を期待する。夕方4時以降は3歳以上児は一クラスに集まり異年齢での自由遊びを楽しみ、使いたい遊具や玩具を自室から持ち込んでの遊んでいる。時には園庭で、三輪車やボール遊び、鬼ごっこ、縄跳びなどに興じている。室内鉄棒を設置し、保育士に見守られてぶら下がりや前周りなどの運動遊びも展開している。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</p> <p>散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</p> <p>地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント)園の近くには江戸川の土手があり、全年齢を通して散歩に出掛け登る、降りる等の運動遊びで脚力を鍛え、運動能力を高めている。3～4歳児は、徒歩40分ぐらいの距離にある公園までの散歩を実施し、木の実や紅葉した葉の発見・収集、虫探しでバッタを捕獲し足を触ると痛い事やホタルの捕獲で観察する、触る、図鑑で調べた後は又自然に返す等、四季の変化に気付くと共に昆虫観察等で感性を育てている。地域の方とは、散歩途中の挨拶や運動会、七夕祭りに招待して園児との会話を楽しんでいる。今後は、地域の消防署や公共機関などの見学及び利用を通して、地域と関わる、知る機会を設け体験を通して学ぶ機会となることを望む。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</p> <p>けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</p> <p>順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</p> <p>子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</p> <p>異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント)喧嘩や噛みつき等のトラブルは、程度により即時空間分離で危険回避を図り、その後保育士は両者の意見や思い、感情を聞く、代弁することで泣いている子どもの味方することを避け見守る姿勢で臨んでいる。3歳以上児はお互いが自分の思いや意見を言えるような雰囲気を作り、子ども同士が納得の基解決に向けた話し合いを大切にしながら関わり方で、人間関係が育つように努めている。社会的なルールは、遊びや散歩等の機会に順番や信号を守る、人への迷惑行為は控える等、保育士がモデルを示し伝えている。午後4時以降の合同保育や散歩、リミックで場で異年齢が関わる機会を設け、優しく世話をする、自信を持って手伝う、年長児への憧れや模倣する、親しみを持つなど、心情や態度等を身につける機会となっている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。</p> <p>個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</p> <p>個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント)配慮を必要とする子どもへの対応は、職員会議を通してどの子どもも同じように関わることや仲間関係は保育士の仲立ちを通して紡ぐこと、個別指導計画の作成など共通理解をしている。障害児保育についての見識やスキルアップを目指して、年間1～2名の保育士が研修に参加しその後職員会議の場で伝達している。必要に応じて、医療機関や専門機関からの助言を受けるための連携も視野に入れている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</p> <p>担当職員の研修が行われている。</p> <p>子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント)子どもの登園時早番保育士による健康観察を行い、健康チェック及び生活記録表に朝の体温や観察時の異常の有無等記入している。早番保育士から担当保育士に記入用紙と合わせ口頭での引継ぎを行い、担当保育士は子どもの状態の変化を記入した後、遅番保育士に引き継いでいる。その日の保育内容や子どもの状態変化等は遅番保育士から保護者に直接伝えているが、伝達漏れ防止のために伝達者のサインなどで確認することが必要と考える。延長保育での課題が発生した場合は、職員会議で提案し周知を図ると共に解決に向けた取り組みを行っている。延長保育は3歳児や4歳児が多い為、好きな折り紙や絵本読み等で落ち着いて楽しくお迎えが待てるように配慮している。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント)保護者との連絡は、全年齢とも個別の連絡帳で行う他、送迎時の会話を通して情報交換や子どもの発達及び育児についての相談などを受け入れている。年間2回の保育参加や個別面談は、2週間の期間を設けることで全保護者が参加しやすいように配慮している。保育参加後給食の試食を行い、引き続き個別面談する中で生活習慣の自立に向けての情報交換などを行っている。保育参加後は保護者アンケート実施し、その内容は園便りで紹介している。クラス懇談会は年2回、年度初めと後期に行い子どもの発達状況報告や次年度に向けた取組内容などを知らせ、保護者と共に子育てをする姿勢で臨んでいる。日々の相談は、担当保育士を窓口として口頭や連絡帳で行っているが、内容により主任保育士や園長同席の中での話し合いを行い、早期解決に向けた取組に努めている		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント)保健計画を作成の基、嘱託医による内科健診年2回、歯科健診1回を実施し、内容については児童票に記録すると共に保護者に用紙記入で連絡をし健康管理に努めている。子どもの健康状態の把握は、朝と午後2時半から看護師が各クラスを巡回し、健康観察や検温を行い健康チェック及び生活記録や保健日誌に記入している。発熱時は状態観察をきめ細かく実施、38度以上になった場合は保護者に連絡している。不適切な養育の兆候が見られた場合は、マニュアルに従い主任保育士や園長に報告すると共に記録することを職員会議にて周知している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント)発熱や下痢等体調不良児に対して、看護師が全身状態を把握した上で便の状態や回数などを保健日誌や健康チェック及び生活記録に記入し、その後の継続観察をきめ細かく行い、状態変化に伴い早期受診が必要と判断した場合は園長と協議の上、保護者に連絡を取り受診を勧めている。職員会議で怪我の記録は部位や発生場所、状態、原因、保護者対応者氏名など詳細に記録している。感染症が発生した場合は、嘱託医や保健所に報告を行い助言を受け適切な処理を行い、保護者には掲示などで速やかに情報提供を行っている。日頃から感染症対策として、0歳や1歳児室は消毒液の噴霧、各クラスの机などは消毒液での清拭、入室時の手洗いの励行、嗽などきめ細かく行っている。薬品の管理は看護師が中心となり実施している。		
29	食育の推進に努めている。	食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しむように工夫している。
(評価コメント)保育課程に食育は「食を営む力の基礎」と掲げ、食育内容を計画し全職種で話し合いの基に実施している。栽培は子どもと園鑑を調べ野菜の生育過程を知り、話合中で興味関心を深め、季節ごとに野菜の栽培や食材に関わる機会を設けている。プランターに種を蒔く、水をかけて世話をする等野菜の成長を感じ、収穫の喜びや嫌いな物でも食べてみようことに繋がっている。食事も定期的にピュッフェ給食を取り入れ、異年齢の友達や栄養士等と、違った雰囲気の中で食べ意欲に繋げている。「大豆」を利用して熟成までの過程を学ぶ「味噌づくり」を経験している。アレルギー児には医師の診断書に基づき、保護者面談を行い、除去食材の確認を行っている。個別献立表に基づき除去や代替食を用意し、トレーの色分けや子どもの名札設置の他、又複数の職員で声を出しての確認により誤食防止の為万全な体制を整えている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)全室に空気清浄器、加湿器を設置し、0～1歳児室は消毒液入りの噴霧器を利用しての衛生管理と室内の空気乾燥に注意をはらっている。温度、湿度は定期的に時間で管理し、保健日誌に記入している。子どもには手洗いを励行し、職員もオムツ交換後や給食・おやつ時には消毒液での手洗いを行っている。担当の保育士及び看護師も食事前の手洗いを子どもと関わりながら、十分に洗えるように見届けている。室内環境の整理整頓、床、トイレ、棚、おむつ交換台、等の清拭を行い、保健的環境の維持に努めている。		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント) 事故対応マニュアルを作成し、職員が落ち着いて状況に応じた対応が出来るように努めている。園長、主任保育士、保育士等が設備や遊具・教具等の安全点検を行っているが、事故に至らない場合も「事故・インデント(ヒヤリハット)報告書」に記録すると共に、情報を職員間で共有して、事故を未然に防止する取り組みも必要と思われる。門扉や玄関の施錠、カメラを設置し子どもの安全確保に努めている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 定期的に避難訓練を実施している。 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 自衛消防隊を組織し、通報連絡や・初期消火、避難誘導等の役割分担表を事務室に掲示している。また、年間避難訓練計画を立案し、毎月避難訓練を実施している。江戸川が近いため、水害を想定し、2階への園児誘導訓練をおこなっている。消防署からは近隣の高い建物に避難するより、園の2階に避難することが良いと指導を受けている。災害時の引き渡し訓練では「災害時引き渡し表」で個々の安全確認を行い迎えに来た保護者等に引き渡しをしている。園の安心伝言板サービスやブログで「いちかわ南保育園のお子さまは全員無事です。園内にて避難しております」等安否方法を決め、保護者へ周知している。保護者も訓練に参加し、日頃の訓練内容を知る機会を設け安心感に繋げている。避難経路や、避難場所等を各部屋に掲示し、職員や保護者にも周知を図っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 行政主催の会議や研修会に参加すると共に、園の運営委員会にて民生委員や児童委員との関係を密にして、地域の子育てニーズの把握に努めている。地域の中にある保育園を十分に理解してもらえるように職員も積極的に関わっている。例えば、散歩中の挨拶や出逢う子育て中の親子には園のリーフレットを配布し情報提供を行っている。近隣のおじいちゃん、おばあちゃんに対しては、運動会に招待する等の交流を図っている。今後、子育て中の親子に対しての相談・助言・交流を更に深める為に、全職員で話し合い、計画的・具体性をもって進めていくことを期待したい。</p>		